

# コンテンツ利用者向けサービスにおける 著作権侵害の問題

——誰が侵害者となるのか?——

デジタルコンテンツ委員会\*

**抄 録** 近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、コンテンツへのアクセスは技術的には格段に容易になり、その結果、アクセスの時間や場所を問わないユーザーの利便性を追求する各種のサービスが出現してきた。例えば、ネットワークを通じてユーザーによるテレビ番組や音楽の視聴等を可能にするサービスである。しかしながら、これらのサービスはその過程において一定の複製や送信行為を伴うものであるため、その行為が著作権侵害に該当するのか、とりわけサービス提供者が侵害主体となり得るのかについて議論が occurring。本稿では、いわゆる「カラオケ法理」といわれる侵害理論を概観しつつ、最近の判例に見られる傾向とその中で示される法解釈における課題を抽出し、今後のコンテンツを扱うサービス・ビジネスにおける留意点を考察する。

## 目 次

1. はじめに
2. カラオケ法理の出現
  2. 1 管理・支配性
  2. 2 利益帰属性
  2. 3 小括
3. 利用主体を巡る最近の判例の考察
  3. 1 放送番組の遠隔地視聴サービス（録画ネット事件、ロクラク事件、まねきTV事件）
  3. 2 放送番組の共同利用型録画サービス（選撮見録（よりどりみどり）事件）
  3. 3 音楽ファイルストレージサービス（MYUTA事件）
  3. 4 判例の総括
4. おわりに

## 1. はじめに

デジタル技術およびネットワーク技術の発展は、著作物の利用形態を多様にする一方で、その利用行為が合法かどうかの判断の難易度を上げた。コンテンツを利用する際の時間や場所の壁を取り払うことを訴求力とした機器やサービ

スの進展はめざましく、ユーザーにとっての利便性は向上したが、権利者にとっては、新たな利用態様の出現は自らの権利を侵害する脅威にも映る。かかる場合、権利者は自らの著作権をユーザーに対して主張し法的救済を求めることも可能であるが、ユーザーによる利用が合法<sup>1)</sup>であったり、ユーザー数が膨大であったりするとそれも難しい。そこで、新たな利用行為の基礎となった機器やサービスの提供者を著作権侵害の主体として提訴する事案が現れることとなった。このように利用主体を、著作物を現実に利用する者（ユーザー）ではなく、間接的にその利用に関与した者と認定する判決が蓄積されつつある。本稿<sup>2)</sup>では、近年の裁判例を基礎としつつ、留意すべき課題を検討する。

## 2. カラオケ法理の出現

著作物の利用行為に間接的に関与した者を侵害主体と判断した先例に、クラブ・キャッツア

\* 2007年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

イ事件最高裁判決<sup>3)</sup>がある。本件は、日本音楽著作権協会（JASRAC）に無許諾でカラオケ機器を店に設置し、客に有料で利用させていたスナック経営者が、客による歌唱も経営者による歌唱と同視し得るとされ、演奏権の侵害主体とされた事件である。この事件で最高裁は、スナック経営者による客の歌唱に対する管理・支配性と、カラオケを有料で提供することによって生じる営業上の利益帰属性を、判断要素にあげている。

## 2. 1 管理・支配性

判決は、「客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され」とした<sup>4)</sup>。従業員が機器を操作した点、経営者がカラオケテープや機器を設置した点から、管理・支配の対象は、装置や設備等におよぶと見ることが可能だが、言及はなく、「人の行為」を中心に据えている。客の歌唱に、経営者が直接関与したかはさておき、従業員は、客の著作物利用の現場に接客を通じて関与しており、物理的、時間的にも近く、客が歌唱しようとする自由意志への影響も強かったと考えられる。さらに、従業員と経営者の雇用関係は、管理・支配の関係も示唆するものであり、「経営者の歌唱」という認定への影響力を量る上で納得感を高める事情となろう。

## 2. 2 利益帰属性

判決は、管理・支配性に加え、経営者が客の歌唱を営業政策の一環として店の雰囲気作りにつなげて利益増大を意図している点をとらえ、利益帰属の問題を判断要素にあげている。

ところで、スターデジオ事件<sup>5)</sup>では、「直接的な行為主体でない者であっても、その者が、当該行為の直接的な行為主体を「自己の手足として利用して右行為を行わせている」と評価し得る程度に、その行為を管理・支配しているという関係が認められる場合には、その直接的な行為主体でない者を当該行為の実質的な行為主体であると法的に評価し、当該行為についての責任を負担させることも認め得る」という、いわゆる「手足理論」が一般論として示された<sup>6)</sup>。手足理論は、強固で密接な管理・支配性を求める一方、利益帰属性を求めない。これから考えると、カラオケ法理でいう利益帰属性は、手足理論に比べて足りない管理・支配性を、従属的に補填しているようにも思われる。また、利益帰属性は、民法の基本法理である報償責任の原理にも通ずると見ることがもできる。しかしながら、ともすると著作権による対象著作物の利用の管理に対し、これを妨害するような著作権侵害が生じた場合、実際にこれを止められるか否かにかかわらず、それにより儲けているという理由のみで、差止め請求対象にされることにもなる。このように「妨害の除去・禁止という具体的な危険回避行為を課す場面では、危険除去権限や可能性を問うことなく、「その行為を通じて利益を得ているものが、危険を除去すべきである」という内容の命題を採用せよと迫るものとなり、おちつきの悪い結果をもたら(す)」<sup>7)</sup>という指摘もある。

## 2. 3 小 括

コンテンツビジネスやネットワークサービスは、個々の著作物の具体的な利用発意を持つ者から、場所的または時間的に遠く隔離した利用行為を結ぶ特徴を有するものが多い。しかし、昨今、カラオケ法理を踏襲しつつも、この法理が本来想定したとは思にくい要素を管理・支配性や利益帰属性の認定材料とした事件もあ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る。これらは、利用に係る発意と（実際の）行為の隔離現象の中で揺れるコンテンツビジネス提供者にとっては、責任範囲の過度の拡張という懸念をもたらす。そのため、これらの動向に注視しておく必要性は高いといえよう。

### 3. 利用主体を巡る最近の判例の考察

そこで、以下に近年における利用主体を巡って争われた代表的な裁判例をあげ、個別判例におけるカラオケ法理の展開の状況、サービス提供者の法的な位置づけに対する解釈の動向を見てみる。

#### 3. 1 放送番組の遠隔地視聴サービス（録画ネット事件、ロクラク事件、まねきTV事件）

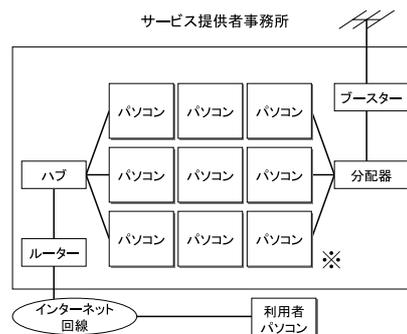
ここでは、放送番組を遠隔地で視聴可能とするサービスを提供するサービス提供者に対し、放送事業者が起こした3つの事件を紹介する。「録画ネット事件」<sup>8)</sup>、「ロクラク事件」<sup>9)</sup>は、放送事業者の主張が認められた事件であるが、「まねきTV事件」<sup>10)</sup>は、放送事業者の主張が認められなかった事件である。

##### (1) 録画ネット事件

本件は、放送事業者が、「録画ネット」という名称のサービスを営むサービス提供者に対し、同サービスは、放送事業者の放送に係る著作権隣接権としての複製権（著98条）を侵害するものであるとして、同サービスによる放送の複製の差止めを求めた事件である。

「録画ネット」とは、サービス提供者がユーザーごとに1台ずつ割り当てたテレビチューナー付きのパソコンをサービス提供者事務所内にまとめて設置し、テレビアンテナを接続するなどしてテレビ放送を受信可能な状態にするとともに、各ユーザーがインターネットを通じてパソコンを操作してテレビ放送を録画予約し、録

画されたファイルを海外の自宅等のパソコンに転送できる環境を提供することにより、海外においても日本国内の放送番組を視聴可能とするサービスである。



※ パソコンは、サービス提供者が選定・調達したものに限られ、利用者が市販のパソコンを購入し、それを利用してサービスに加入することはできない。

図1 「録画ネット」サービス概要

サービス提供者は、「録画ネット」は、パソコンの単なるハウジングサービスにすぎず、放送を複製する主体はユーザーであり、ユーザーが私的複製（著102条1項、30条1項）をしているにすぎないと主張した。

##### <管理・支配性>

しかしながら裁判所は、①本件録画システムを構成する機器類等をすべて自ら調達・所有すると共に、同システムを一体として管理している。②ユーザーは、サービス提供者の定めるアクセス方法等に従って本件サービスを利用し、サポートも受けている等の事情から、本件サービスは、通常のハウジングサービスの範囲をはるかに超えているとして、サービス提供者が複製行為を管理していると認定した。

##### <利益帰属性>

更に、本件サービスは、海外在住者を対象に日本の放送番組を視聴させるサービスであることを宣伝し、ユーザーから毎月の保守費用の名目で利益を得ている等の事情を総合的に参酌し、サービス提供者が放送についての複製行為を行う主体であると認定した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## (2) ロクラク事件

本件対象サービスである「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」とはサービス提供者が、「ロクラクⅡ」2台のうち1台を日本国内に設置して、受信するテレビジョン放送の放送波をその1台に入力し、さらに、これに対応するもう1台をユーザーに貸与または譲渡することにより、当該ユーザーをして、日本国内で放送される放送番組の複製および視聴を可能とするサービスである。本件は、サービス提供者の行為が、放送事業者の著作物および放送事業者が著作権隣接権を有する放送に係る音または映像を複製する行為に当たるから、著作物についての複製権(著21条)および放送に係る音または映像についての著作権隣接権(著98条)を侵害するとして、著作物を複製の対象とすることの差止め、放送に係る音または映像を録音または録画の対象とすることの差止めを求めた事件である。

なお、「ロクラクⅡ」とは、サービス提供者が製造し、販売・貸与を行っている、デジタル録画機能、インターネット通信機能を有するハードディスクレコーダーであり、インターネット機能の一部であるメール機能の利用により、ハードディスクレコーダーに保存されたデータを、他の機器に転送することができるものである。また、メールによる番組予約をすることも可能である。また、2台の「ロクラクⅡ」に親機能を持たせるためのファームウェア、子機能を持たせるためのファームウェアをそれぞれ組み込むことで親子機能を持たせることができる。

サービス提供者は、親子機能を有する「親機ロクラク」と「子機ロクラク」をセットにして、ユーザーに有償で貸与。ユーザーは、手元に設置した子機ロクラクを操作して、離れた場所に設置した親機ロクラクにおいてアナログ地上波放送を受信し、これを録画することによりテレビ番組を複製し、複製した番組データを子機ロクラクに送信させ、子機ロクラクに接続したテ

レビ等のモニターに、当該番組データを再生して、複製したテレビ番組を視聴することが可能となる。

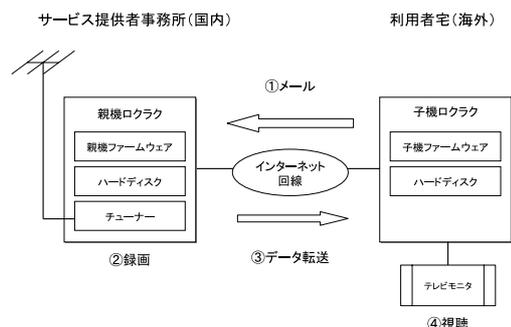


図2 「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」サービス概要

裁判所は、「著作権法上の侵害行為者を決するについては、最高裁判決(クラブ・キャッツアイ事件)等も踏まえ、行為(提供されるサービス)の性質、支配管理性、利益の帰属等の諸点を総合考慮して判断すべきである」との考えを示した上で次のような認定をした。

### <管理・支配性>

本件サービスに供されているサービス提供者所有の親機ロクラクのほとんどが、サービス提供者の実質的な管理・支配下にあり、サービス提供者は、これら親機ロクラクを、本件サービスを利用するための環境の提供を含め、一体として管理していると認定した。

### <利益帰属性>

更に、サービス提供者は、本件サービスによって、「初期登録料」および「レンタル料」を取得している等の事情から、複製主体は、サービス提供者であると認定した。

## (3) まねきTV事件

本件は、放送事業者が、サービス提供者に対し、サービス提供者が行う放送番組送信サービス「まねきTV」が、放送事業者に係る放送の送信可能化権(著99条の2)を侵害していると

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

主張して、放送の送信可能化行為の差止めを求めた事件である。

サービス提供者は、「まねきTV」という名称で、ユーザーがインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるようにするサービスを提供しており、本サービスは、「ソニー株式会社製の商品名『ロケーションフリーテレビ』」の構成機器であるベースステーションを用い、インターネット回線に常時接続する専用モニターまたはパソコンを有するユーザーが、インターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるものである。

「ロケーションフリーテレビ」とは、製品を購入した消費者の自宅内ではLANを用い、自宅外ではインターネット回線を用いることで、外出先や海外においてもテレビ放送の視聴を可能にする機能を有する装置である。ベースステーションは、テレビチューナーを内蔵し、テレビアンテナから入力されたアナログの放送波をデジタルデータ化し、対応する専用モニターまたはパソコンからの指令に応じて、インターネット回線を通じて当該モニターまたはパソコンへ上記デジタルの放送データを自動的に送信する機能を有するものである。

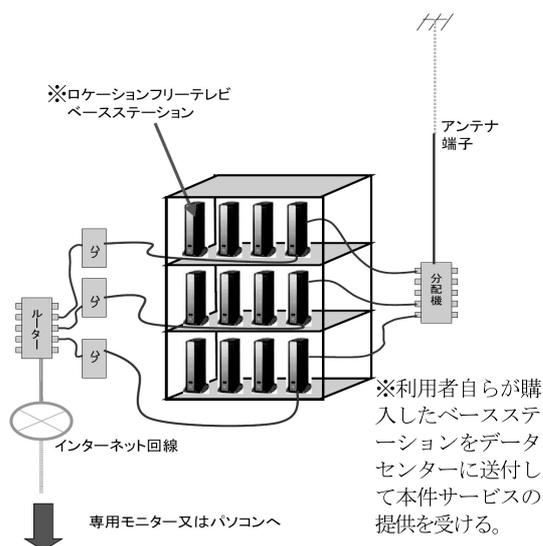


図3 「まねきTV」サービス概要

本件では、サービス提供者が放送の送信可能化行為を行っているか否かが争点となった。

<管理・支配性>

裁判所は、①ユーザー所有のベースステーションと汎用品のみで構成。②1台のベースステーションから放送データを受信できるのはそれに対応する1台の専用モニター等に限定。③他のユーザーのベースステーションとは独立して稼動。④放送の選択ができるのはそのユーザーのみ。⑤ベースステーションへのアクセスに特別な認証手順を求めている等の事情からサービス提供者は、ユーザーによる放送の視聴を管理していないと認定した。

<利益帰属性>

また、サービス提供者が受けている利用料については、通常のハウジングサービスの料金水準に比べ高額すぎるものではないと認定した。

以上紹介した3つの事件は、サービス提供者側でのシステム構成は類似しているが、「録画ネット事件」、「ロクラク事件」と異なり、「まねきTV事件」では、ユーザー購入の市販製品と汎用品のみでシステムを構成している点で大きく異なる。このように、システムを構成する機器をどのように入手・設定・保管等を行うかが管理・支配性の判断基準として着目されているといえるだろう。

### 3.2 放送番組の共同利用型録画サービス（選撮見録（よりどりみどり）事件）

本件は放送番組の共同利用型録画システムの販売事業者（被告、控訴人）が、放送局（原告、被控訴人）の著作隣接権等の侵害主体に当たることが争われた事件である<sup>11)</sup>。

本件においては、第一審（大阪地裁）と控訴審（大阪高裁）とで、侵害主体が誰かという判断が大きく異なっている点、また第一審においてシステムの製造・販売者が侵害主体に当たらないとされたにもかかわらず、原告による差止

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

請求が肯定された点が注目される<sup>12)</sup>。

### (1) 録画システムの構成

本件で問題となったシステム（「選撮見録」）は「テレビ放送受信用チューナーと放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー」（管理人室等、集合住宅の共用部分に設置される）と「テレビ受像機に接続された各ユーザー用のビューワーと操作用コントローラー」（各ユーザーの部屋に設置される）からなるものであり、ビューワーからなされた録画予約指示によってサーバーのハードディスク上に番組が自動的に録画され、その後、ビューワーからの再生指示によって録画された番組の音声・映像がビューワーに送信されることで各ユーザーが放送番組を視聴可能になるというものであった。

また、本件システムにおいては、1サーバー当たりのビューワー数が50個程度と想定されており、複数のユーザーから、同一の放送番組について録画予約があった場合には、番組の音声・映像は1サーバーの1ヶ所のみ録画される、という構成が採用されていた<sup>13)</sup>。

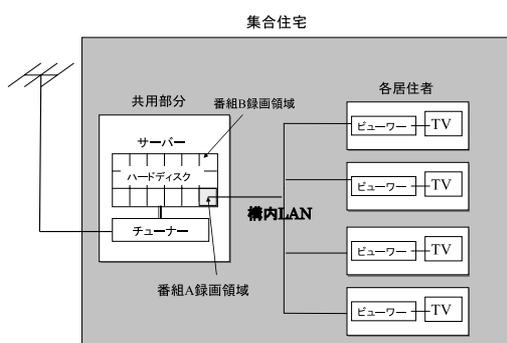


図4 「選撮見録」サービス概要

### (2) 第一審（大阪地裁）における判断

第一審の大阪地裁判決<sup>14)</sup>は、「複製・送信可能化行為の過程を管理・支配し、これによって利益を受けている者」が侵害主体となりえるとし、本件システムの設置者（集合住宅の管理組合等）が侵害行為の主体である、と認定した上

で、被告であるシステム販売事業者について、管理・支配の程度が強いとはいえず<sup>15)</sup>、また利益（保守業務の対価）が高いかどうか明確でない、とその侵害主体性を否定した。

しかし、大阪地裁は続けて、「商品販売行為を直接の侵害行為と同視し、その行為者を『著作隣接権を侵害する者または侵害する恐れのある者』と同視することができる」として、著作権法112条1項を「類推」し、“侵害主体ではない”被告の行為に対する原告の差止請求を認めていた。

### (3) 控訴審（大阪高裁）における判断

著作権法の差止根拠条文を「類推」する、という「従来の議論に見られない」<sup>16)</sup>手法を用いた上記第一審判決に対して懐疑的な論調が強まっていたことも意識してか<sup>17)</sup>、控訴審の大阪高裁判決<sup>18)</sup>は、第一審とは大きく異なる論理で、著作権法112条1項を「直接適用」し、被控訴人（原告）の差止請求を認める結論を導いた。

すなわち大阪高裁は、著作隣接権の「侵害主体」となる場合、として地裁とほぼ同じ要件を示しつつも、管理・支配性、利益帰属性の各要件について、次のように認定し、控訴人（被告）が、「規範的な意味において」独立した侵害主体になる、と判断したのである。

#### <管理・支配性>

本件システムにおける著作隣接権等の侵害は控訴人（被告）が採用した商品構成に由来し、個々のユーザーの複製等への関与は乏しいとして、控訴人（被告）が「使用者の複製等の過程を技術的に決定・支配している」と認定した<sup>19)</sup>。

#### <利益帰属性>

本件システムにおいては、①本件システムは、控訴人（被告）のリモートコントロールによる保守管理が必要であると推認され、②システムの実用的使用に必要な電子番組表（EPG）データを継続供給している、などとして、控訴

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

人（被告）が個々のユーザーの違法複製行為等の継続に参与し、利益を受けていると認定した。

なお、ここでは第一審とは異なり、システムの設置者は、便宜上システム機器の管理等を委託されているに過ぎず、複製過程への管理・支配や利益帰属が認められる者ではない、として、その侵害主体性が否定されている。

### 3.3 音楽ファイルストレージサービス (MYUTA事件)

次に、音楽ファイルストレージサービスにおいて、サービス提供者が著作物の利用主体として著作権侵害と判断された事件<sup>20)</sup>を紹介する（本事件は既に確定している）。

本事件の概要は、本サービスの提供者がJASRACに対し、本サービスの提供についてJASRACの管理する音楽著作物の著作権に基づく差止請求権が存在しないことの確認を求め、これが棄却されたというものである。

まず、本サービスの仕組みは図5の通りである。

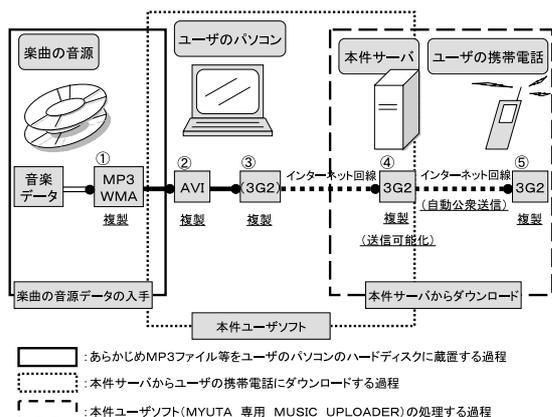


図5 「MYUTA」サービス概要

会員登録を済ませたユーザーは、本サービス提供者が提供するユーザーソフト（以下、本ソフト）を自分のPCにインストールし、これを用いて音楽CD等の音源データを携帯電話で利用できるファイル形式に変換の上（図5①②

③）、インターネットを経由して本サービス提供者が運営するサーバ（以下、本サーバ）にアップロードし（④）、任意の時期に自分の携帯電話にダウンロードする（⑤）、というフローである。

つまり、このサービスを利用して一般にはユーザーが個人レベルで音楽CD等の音源データを自分の携帯電話に取り込み、時間や場所を問わず聴くことを、困難な技術的知識を必要とすることなくこれを可能とするものである。

ここで、本事件では、音楽著作物の、④における複製（著21条）（④が複製であることは両当事者も認めている）および④から⑤の自動公衆送信（著23条1項）を誰が行っているかが主な争点となった。

#### <管理・支配性>

裁判所は、(1) これらの行為が本サービスに不可欠であること、(2) 本サービスの中心的役割を担う本サーバは本サービス提供者が所有し支配下に設置し管理してきたこと、(3) 本サービス提供者が本ソフトや本サーバの設計仕様を決定していること、(4) ユーザーが個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であって、本サービスのようなサービスにより初めてユーザーが個人レベルで音楽CD等を携帯電話で聴けるようになること等の事情に基づけば、本サービスの提供者が上記④⑤の行為を支配・管理しており、従ってこれらの行為主体は“本サービス提供者”であると認定した。（その上で、これら行為についてJASRACの許諾を得ていないことから、本サービス提供者が著作権を侵害しており、JASRACに差止請求権が存在するとした。）

#### <利益帰属性>

利益の帰属に関しては、明確に判断要素とせず、本サービスは試用中であり、無料であるが、有料化が予定されていた、という事実認定

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に留めているように見受けられる。

以上が著作権侵害の主体に関する判断内容であるが、本事件では、カラオケ法理の要件のうち、利益帰属性についてさほど重要視されていないのが特徴的であると考えられる。

なお、参考までに、④から⑤の送信が公衆送信に該当すると判断された内容も記しておく。

本サービス提供者は、システム上、ユーザーがアップロードした音楽データは自分の携帯電話でしか聞けないように1対1の設計がなされているため公衆送信には当たらないと主張している。しかし、裁判所は、所定の会員登録を済ませれば誰でも本サービスを利用ことができ、送信を行っているのが本サービス提供者であれば、本サービス提供者にとってはユーザーという不特定または特定多数の者（公衆）が受信者になるとして、公衆送信に該当すると判断している。

### 3. 4 判例の総括

以上、事業者の提供するユーザー支援サービスにおける法的責任として、「カラオケ法理」との関係で、近時の判例を概観してみた。

次ページの表1は各事件におけるポイントを比較したものである。

判例を概観する限り、いずれの判例においても、カラオケ法理に沿って管理・支配性と利益帰属性（MYUTA事件では利益帰属性は判断要件として明確ではないまでも利益性の認定は行っている）の側面からのアプローチがなされており、カラオケ法理がある程度定着していることがうかがわれる。しかし、その判断基準は必ずしも一致しているものではなく、また、明確とまではいえない。

今回見た5つの事件は、サービスの種類として大別すると、場所的制約を取り扱うロケーションフリーに関わるサービスと番組放送時刻にかかわらず視聴できるような時間的制約を取り

扱うタイムシフトに関わるサービスとに分けることができる。前者には録画ネット、まねきTV、ロクラク、MYUTAが、後者には選撮見録が該当しよう。

前者における例を比較してみると、まねきTV事件のみがサービス提供者の違法性を否定している。その相違を見てみると、まねきTVにおいては、まず、サービス設備の所有に注目し、ユーザーが名実ともに所有者であること、またその設備の汎用性を指摘する。かたや、他3つの事例においては、実質的な所有、または支配はサービス提供者側にあり、それらは、サービス全体として見た場合、複数のユーザーを対象として、一体システムとして当該サービス専用または不可欠なものとして機能していると認めている。

そして、管理・支配性の判断にあたっては、ユーザーによる複製、送信（送信可能化を含む）等の行為への管理、サービス設備の物的管理、保守などの支援サービスなど複数の視点から考量しているようである。これらすべての視点を判断において採用するべきかは確定的ではないが、判断において参考となるファクターであろう。

利益帰属性においても、各事件によって、宣伝の有無、初期登録の有無、保守料あるいはレンタル料など一様ではなく、明確な基準を固定的に解釈することは困難であるが、まねきTV事件における利益性について、単なるハウジング相当の料金水準を超えない、という点が参考となろうか。

次にタイムシフトサービスである選撮見録判決では地裁、高裁判断において、サービス提供者の違法性を認めた点こそ変わらないものの、その論理構成において、主体性の解釈に誤差が出た点は、この手の事例における判断が依然法的安定性を欠くことの象徴ともいえるのではない。また、高裁判決においては、本稿で取り

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表 1 判例比較表

	録画ネット(知財高決 H17.11.15: 差止仮処分)	ロラク事件(東京地判 H19.3.30: 差止仮処分)	まねきTV(知財高決 H18.12.22: 差止仮処分)	選機見録(大阪高判 H19.6.14: 差止等請求)	MYUTA(東京地判 H19.5.25: 差止請求権不存在確認)
原告/債権者	日本放送協会(被告人)	東京放送、静岡放送(債権者)	(株)フジTV他(被告人)	(株)東京放送他(被控訴人)	イメージシティ(株)(原告)
被告/債務者	(有)エフエービジョン(被告人)	日本デジタル家電(債務者)	(株)永野商店(被告人)	(株)クロムサイズ(控訴人)	(社)日本音楽著作権協会(被告)
著作権侵害の有無	○テレビ番組を利用者のテレビパソコンに録画することは複製権を侵害	○親機により放送番組を受信録画し、子機へ送信する行為は、複製権および著作権隣接権を侵害	○ベースステーション(SONY製品・BS)は「1対1」の送信を行う機能のみ(BS内に録画せず)で「自動公衆送信装置」に該当せず、BSからの放送データ送信も「公衆送信」にあらず(=侵害なし)	○サーバへの録画は放送の送信可能化と評価できる(複製権及び公衆送信権を侵害)	○サーバへの音楽ファイルの複製と携帯へのダウンロードが複製権及び公衆送信権を侵害 -サーバ=自動公衆送信装置 -登録すれば誰でも利用できる =不特定の者(=「公衆」)への送信
著作権侵害の主体(サービス提供者等の管理・支配性と利益帰属性)	○被告人(サービス提供者)が主体 -専用ソフト/アクセス認証あり -録画システム全般を統括管理 -ユーザの録画行為も管理 -サービス提供による利益あり	○債務者(サービス提供者)が主体 -親機のほとんどが債権者の実質的管理下にあり、一体として管理。 -サービス提供により利益あり	○被告人(サービス提供者)が分配機を介してアンテナとBSを接続しても「1対多」の送信等を行うことにならない(=主体性なし) -専用ソフト/アクセス認証は不要 -BSは汎用品であり、利用者が名実共に所有 -通常のハウジングサービスの料金水準を超えない	○マンションの各入居者が主体であるが、控訴人(サービス提供者)も規範的な意味で主体と評価 -保守管理の実態あり -サービス提供による利益あり	○原告(サービス提供者)が主体 -専用ソフト/アクセス認証あり -原告がサーバを所有管理し、サーバへの複製等は本件サービスにおける極めて重要なプロセス(サービスにおいて不可欠) -試用中につき無料だが、有料化予定の実事認定あり
違法性阻却(権利制限該当性)	○被告人の管理支配性が強く、利用者による私的複製には該当しない(地裁決定でのみ言及)	○本サービスによる放送番組の録画は、利用者による私的使用目的で行われるか否かと直接関連しない		○複製主体のマンション入居者の予約した番組は1番組1箇所サーバに記録され録画予約した入居者で共用=私的目的を超える	○サーバを所有管理しシステム設計する原告が送信の主体→不特定者が受信(=「1対1」といえず)
結論	抗告棄却(差止認容):	請求認容(差止認容): 執行抗告するも、棄却されている	抗告棄却(差止認めず): 抗告で追加された「公衆送信権」侵害の申立ては趣旨の変更として認められず(仮に認めたとしても非侵害と付言)	請求認容(差止認容): 一審判決での法112条1項の類推適用を否定し、「カラオケ法理」を直接適用	請求棄却(差止認容)[確定]: ※原告は訴訟前にサービスを一旦終了している

上げた他の事例と比較したときに、ユーザーを一旦侵害主体と認めた上で、サービス提供が「規範的な意味で」侵害主体になりえることを指摘した点は、特筆すべき点であろう。また、本事件の地裁判決では、複製主体を集合住宅の管理組合等と認定し著作権法112条1項を類推適用するといったやや異例の判断がされていた点などに鑑みると、事業者にとっては、今後サービスのバリエーションが増えていった場合の、法的予見性に不安を残す形となったのではないだろうか。

いずれにしても、これら判決においてカラオケ法理が参酌され、判断基準の下地となってきたところは、まちがいないといえそうだ。

その判断においては、共通する点が多い半面、どこまでの要素を判断基準としてとらえるべきかにつき、依然として個別の事例によって判断せざるを得ない状況といえよう。

ただ、曖昧さが残るカラオケ法理の運用において、ともすれば、本来の侵害主体に対する責任追及の現実的困難さを安易にサービス提供者にすり替える論理となってしまうのであれば、危険な理論といわざるを得ない。今後の判例の蓄積と法整備による対応が注目されよう。

#### 4. おわりに

本稿では、カラオケ法理を概観しつつ、近時におけるコンテンツユーザー向けサービスを取りまく法的問題を考察してきたが、今後も様々なサービス類型、コンテンツの利用形態が発生してくることは想像に難くないところであり、さらなる問題の複雑化が考えられる。

今回取り上げた判例はユーザーの利便性を訴求するサービスである点で共通するが、その点カラオケ法理の起源であるクラブ・キャッツアイ事件とそのサービスの性質を異にしていると

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いえる。カラオケ法理の射程範囲が拡張しているともいえるわけであるが、その要件については、文化的所産の利用と保護のバランスという、著作権法本来の目的にかなう形で合理的かつ明確な整備がなされることを期待する。

本稿は、特に近年の判例にフォーカスして考察を加えてみたものであるが、今後のコンテンツ利用を促進するサービス・ビジネスの展開において、その法的リスク判断の一助になれば、幸いである。

### 注 記

- 1) ユーザーの利用行為自体は、権利制限規定の対象となるケースなどがあげられる。
- 2) 本稿は、平成19年度デジタルコンテンツ委員会の伊藤（キヤノンマーケティングジャパン）、大野（凸版印刷）、鶴（東芝）、藤野（JR東日本）、森谷（日本電信電話）により分担執筆し、とりまとめたものである。
- 3) 「クラブ・キャッツアイ事件」最高裁第三小法廷 昭和63年3月15日判決 昭和59(オ)1204
- 4) 伊藤正己裁判官による「客による歌唱は（略）上告人らによる歌唱と同視するのは、擬制的に過ぎて相当でないといわざるをえない。（略）カラオケ伴奏による歌唱の面で捉えるのではなく、（略）カラオケ装置によるカラオケテープの再生自体を演奏権の侵害と捉えるのが相当である」との少数意見が付されている。
- 5) 「スターデジオ事件」東京地裁 平成12年5月16日判決 平成10年(ワ)17018
- 6) 事案への適用は行っていない。
- 7) 潮見 佳男, コピライト, No.557, 9/2007, Vol.47, p.14 (2007)
- 8) 「録画ネット事件」知財高裁 平成17年11月15日決定 平成17年(ラ)10007
- 9) 「ロクラク事件」東京地裁 平成19年3月30日決定 平成18年(ヨ)22046
- 10) 「まねきTV事件」知財高裁 平成18年12月22日決定 平成18年(ラ)10009
- 11) 本件では、著作権（複製権、公衆送信権、送信可能化権）および著作隣接権（複製権、送信可能化権）侵害が争われたが、控訴審で最終的に認められたのは著作隣接権としての複製権（著98条）侵害に基づく請求のみであった。
- 12) 本件では侵害主体性をめぐる争点の他に、私的複製該当性（著30条）や「公衆送信」該当性等についても争われているが、本稿では割愛する。
- 13) 「個別予約モード」に設定している場合は、サーバーに録画されている番組であっても、各利用者がビューワーから録画予約をしていない限り再生視聴することができないが、「全局予約モード」に設定している場合には、個別の録画予約なしに視聴することが可能であった。
- 14) 大阪地裁 平成17年7月29日判決 平成17年(ワ)488
- 15) 裁判所は、録画システムが本来自動運用可能である、という前提の下、保守やサーバー保管場所の管理はあくまで通常行われる便宜的なものに過ぎないこと（管理・支配性否定）、商品販売後の録画行為によって被告が直接利益を受けることはないこと（利益帰属性否定）、等を理由としてあげている。
- 16) 上野 達弘, 知財管理, No.8, 2006, Vol.56, p.1223 (2006)
- 17) 大阪地裁が示した考慮要素について、更なる検討が必要、との姿勢を示す論稿として、上野・前掲注16), p.1226 (2006), 塩月 秀平, ジュリスト, No.1316, p.144 (2006), 平嶋 竜太, L&T, No.33, 10/2006, p.70 (2006) など。
- 18) 大阪高裁 平成19年6月14日判決 平成17年(ネ)3258
- 19) 他にも、控訴人（被告）が、（権利侵害の疑いが濃い）「全局予約モード」を強くアピールしていたことなどが認定されている。
- 20) 「MYUTA事件」東京地裁 平成19年5月25日判決 平成18年(ワ)10166

（原稿受領日 2007年12月14日）